



令和3年8月11日

石川労働局長

吉田 研一 殿

石川地方最低賃金審議会

会長 高見 俊也

石川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月8日付け石労発 0708 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。この結論を得るまでには慎重かつ真摯に調査審議を重ね、その結果として労使が合意に達したことを付言する。

また、令和2年10月7日発効の石川県最低賃金（時間額833円）については、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータと比較したところ、令和元年度の石川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

今回の金額改正にあたっては労使双方の委員から、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた中小企業、小規模事業者の厳しい事情を考慮し、最低賃金引上げに伴う雇用コストの負担を軽減するなど実効性のある新たな支援策を早急に講じる必要があるとの意見、要望が出された。

さらに労使からは、既存の支援制度についても拡充と周知徹底を図り、中小・小規模事業者がコスト上昇分を価格転嫁できるよう下請取引の適正化を進めることを強く求める意見も出された。

これらの労使双方の要望については公益委員も同意するところである。

政府におかれては、別紙3に記したように労使が意見の隔たりを乗り越えて合意に達した経緯を十分に考慮され、公労使共通の意見、要望である上記施策を早急に実行されるよう特段の配慮を求める。

石川県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
石川県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 861円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

石川県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 石川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 833 円
- (3) 発 効 日 令和2年10月7日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の石川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,610 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和2年10月7日発効の石川県最低賃金の1箇月換算額（注）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると石川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1 箇月換算額

$833 \text{ 円 (石川県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \times 0.817$   
(可処分所得の総所得に対する比率※) = 118,282 円

※ 令和3年7月1日付け「令和3年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第2回）」資料2「生活保護と最低賃金」で示された比率（時間給790円で月173.8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率）

## 改正審議の経過と要望について

令和3年度の石川県最低賃金の改定については、石川地方最低賃金審議会及び石川県最低賃金専門部会において慎重かつ真摯に議論を重ね、別紙1のと通りの結論に達した。

ただし、今回は新型コロナウイルスの感染拡大がいまだ収束しない中での審議であり、議論の過程では使用者側委員から中小企業、小規模事業者の厳しい事情を考慮するよう強く求める意見が出され、労働者側委員との合意を得るのは難しい状況が続いたことを付言する。

審議の経過を振り返ると、労働者側は最低賃金には労働者の生活を支える重要な役割があるとの認識に立ち、中央最低賃金審議会が示した28円の引上げ額の目安については一定の評価を下した。その上で、隣県との格差是正を考慮して目安額以上の引上げが必要であると主張した。

使用者側は、コロナ禍に直面する中小企業、小規模事業者に最低賃金の引上げが及ぼす影響を懸念した。特に、石川県において主要産業の一つである観光関連産業、飲食業は厳しい状況にあるとして、今回の引上げは難しいとの認識を示した。

とりわけ小規模事業者を代表する委員の姿勢は厳しく、地域事情に対する配慮を欠いた目安額の提示に遺憾の意を表明した。政府の支援策についても、既存の制度の拡充だけでは不十分とし、最低賃金引上げに伴う雇用コストの負担を確実に軽減するために一時給付金等の施策を早急に検討し、速やかに財政措置を講じることが審議の前提であると強く主張した。

このように労使の論点がかみ合わない状態が続いたものの、最終的に合意を得たのは賃上げの重要性を含めて地域の発展を願う共通の思いによるものである。

最低賃金引上げに向けた支援策については、労働者側も支援制度の周知徹底を図ることに加えて、即効性と実効性がある対策を早急に講じるように求めている。さらに下請取引の適正化も重視しており、規模の小さい事業者が賃金を引き上げることができる環境を整える必要があるとの点では使用者側と見解が一致していた。

政府におかれては、当審議会の労使が全会一致で結論を出した意義を重視し、大局的見地に立って合意に至った経緯を重く受け止めていただきたい。当審議会として、公労使がともに求める支援策の実行に向けて早急に取り組みされるよう強く求めるものである。